

Gunma Next Generation Filmmaker Competition 2024

募集要項

第 1.3 版 2024 年 8 月 22 日

	発行日	新	旧
第 1 版	2024 年 8 月 1 日	-	-
第 1.2 版	2024 年 8 月 8 日	5 ページ 4 作品審査・完成作品 選ばれた 10 組の完成作品の <b>著作権は作品の制作者が持ち、使用権は作品の制作者と群馬県の双方が持つもの</b> とします。	(3) 完成作品の権利・利用事項 選ばれた 10 組の完成作品の権利は作品の制作者と群馬県の双方が持つものとします。
		5 ページ 4 作品審査・完成作品 <b>作品完成披露試写会</b> (2025 年 2 月群馬県内にて開催予定) にてフルバージョンを公開。	(3) 完成作品の権利・利用事項 作品完成上映会 (2025 年 2 月群馬県内にて開催予定) にてフルバージョンを公開。
第 1.3 版	2024 年 8 月 22 日	3 ページ 3 企画審査 (2) 応募について ・応募は 1 名 1 作品までとします。	項目の追加 -

- ・本事業は、群馬県を撮影地または舞台とした「ショートフィルム」のコンペティションです。
- ・クリエイターの感性や技術等を駆使した斬新な表現方法によって、チャレンジングでストーリー性のあるショートフィルムを制作してください。
- ・本コンペティションでは、一般公募により応募のあったクリエイターの中から、企画審査により、10 組のクリエイターを選定します。その後、選定された 10 組に対して制作資金 100 万円(税込)を支援し、ショートフィルムを制作していただきます。最終的に、制作された 10 作品を審査し、大賞 1 作品を選定いたします。
- ・制作はチーム、個人いずれでも可能ですが、応募は代表者がディレクター個人として行ってください。企画審査により 10 組に選定された場合には、当該応募者が、ショートフィルムの制作プロジェクトのリーダーとして、責任を持って作品を完成させてください。

## 1 コンペティション概要

群馬県を撮影地または舞台とした「ショートフィルム」のコンペティションです。ショートフィルムは、以下を満たすものとします。(詳細は、「4 (2) 作品仕様」を参照)

- ①ストーリーのある、3~10 分程度のショートフィルム<sup>(※1)</sup>であること。
- ②群馬県の魅力をエッセンス<sup>(※2)</sup>として入れること。
- ③テーマ設定は自由。

※1 キャラクターが登場し、起承転結があるもの。

※2 群馬県の魅力の解釈と作品の反映の仕方は自由。単純な群馬県の観光 PR 映像としないこと。

## 2 コンペティション対象者

対象者は以下の要件を全て満たす者としてします。

- ・18歳以上、性別や居住地、国籍、社会人・学生は不問とする。
- ・将来的に、第一線で活躍できるようなクオリティの高い映像制作を行う意欲があること。
- ・ディレクターの役割を担うこと。応募はディレクター個人としての応募<sup>(※3)</sup>とする。
- ・応募時点で、ディレクターとして商業映画<sup>(※4)</sup>を制作したことがないこと。

※3 作品制作に必要な各スタッフや役者等は応募者自身が手配し、作品を作り上げる  
こと。

※4 商業映画とは、第三者の資本で制作され、劇場または映画配信サービス等で、映画  
配給会社から配給された映画のこと。ディレクター以外（例えば制作部など）の立  
場での商業映画の制作経験は問わない。携わった商業映画が、特別な事情により劇  
場等で公開されなかった経験がある者は、「制作したことがない」に該当する。

※自身が対象者であるか不明な応募希望者は、要問い合わせ。

## 3 企画審査

### (1) 審査について

- ・企画審査は、応募者のショートフィルムの「企画」を審査し、作品審査に進む10組の  
クリエイターを選定する審査です。
- ・企画審査は、一次審査として応募期間にて申し込まれた企画を書類採点・審査し、15組  
（予定）を選定します。
- ・その後、二次審査として、一次審査で選ばれたクリエイターに対してオンライン面談を  
実施し、作品審査に進む10組を選定します。
- ・審査経過や審査内容については如何なる理由があっても公開いたしませんのでご了承  
ください。
- ・審査は主に、以下の観点から行います。各項目の採点の内訳は非公開とします。

#### ①独創性（視点/狙い）

作品の視点や狙いがオリジナリティに溢れているか。ロケーション選定の秀逸さ。

#### ②ストーリー性

作品を通して構成が成立しているか。 ex.起承転結など

#### ③計画性

作品を完成させ、納品できる計画がなされているか。

#### ④群馬の魅力・活用

群馬県魅力を理解し、企画や構成に落とし込まれているか。ソリューションの活  
用に意欲的か。

⑤コミュニケーション

応募書類がわかりやすく、円滑なコミュニケーションや制作進行を期待できるか。

⑥向上意欲・本コンペティションに対する想い

プロ・アマチュア問わず、本コンペティションの作品制作を通して成長する意欲があるか。その意欲が伝わる応募書類であるか。

⑦実績

クオリティの高い映像制作をできる実績を持っているか。

(2) 応募について

- ・企画審査の応募は無料です。
- ・応募は1名1作品までとします。
- ・応募者は、本募集要項を読み、期日内に専用申込フォームから応募してください。応募があった時点で、本募集要項の内容に同意したものとみなします。
- ・応募に必要なシートは以下のとおりです。

①基本応募シート

申込フォームにある設問を記入することで提出となります。

②映像企画シート

公式サイトに掲載されているフォーマットを元に、作品の企画書類を作成してください。作成した映像企画シートは、専用申込フォームにアップロードをしてください。ファイルサイズは10MB以下としてください。なお、シートには、以下の内容を必須で記載してください。

- ・作品のテーマ
- ・映像の企画、ストーリーライン、簡易構成など
- ・想定する撮影・モチーフとする場所
- ・活用する撮影・編集手法
- ・制作スケジュール
- ・予算設計

(3) その他注意事項

- ・企画審査に落選した映像企画の著作権は、応募者に帰属します。
- ・応募書類・企画の権利関係者間におけるトラブルについては、事務局および群馬県は一切関知しません。
- ・応募書類・企画に関して、第三者の権利の侵害が認められた場合、その他の理由により問題が発生した場合、その責任は全て応募者が負うものとします。
- ・募集要項に関する違反、事務局が不正と判断する行為が認められた場合または事務局が不適切と判断した場合は審査対象外とします。なお、企画審査を通過し、作品制作のために選定された10組であった場合は、その選定を無効とします。

## 4 作品審査・完成作品

### (1) 基本概要

- ・作品審査は、企画審査を通過した10組のクリエイターが制作する、オリジナルの作品を審査します。10組以外の応募者の作品は審査の対象外となります。
- ・企画審査を通過したクリエイターには、制作資金100万円(税込)を支援します。100万円(税込)は、制作開始前に50万円(税込)、完成作品の納品後に50万円(税込)を分割して支援します。それ以上の金額が制作にかかった場合はクリエイター負担となります。制作資金の内訳等はクリエイターが自由に決定できますが、映像制作に必要なロケーション費、出演費、機材費、交通費など映像制作の充実を図る目的に使用してください。なお、納品後、実行予算書などの提出は必要ありません。
- ・やむを得ない場合を除き、企画審査を通過した10組は完成作品の納品の辞退はできません。やむを得ない事情が発生した場合、すみやかに事務局に相談してください。
- ・作品制作の途中でリタイヤした場合は、理由を問わずその時点で受け取っている制作資金の全額を返金していただきます。
- ・企画審査を通過した10組は、群馬県が指定する期日(2025年1月末)までに完成作品(①完成作品(本編フルバージョン) ②予告編30秒)を納品してください。(詳細は下記(2)作品仕様をご確認ください。)
- ・完成作品の権利関係者間におけるトラブルについては、事務局および群馬県では一切関知しません。
- ・完成作品に関して、第三者の権利の侵害が認められた場合、またその他の理由により問題が発生した場合、その責任は全て応募者が負うものとします。この場合、既に受け取っている制作資金がある場合には、その全額を返金していただくとともに、受賞作品であった場合は、その賞を無効とし、副賞等も返還するものとします。

### (2) 作品仕様

ショートフィルムの仕様は、以下の要件を満たすものとします。

- ・重複応募は禁止とする。他のコンテストなどに応募していない、オリジナル作品を制作すること。
- ・実写もしくはアニメーション(3DCG/VFX/ストップモーション/イラストレーション)であること。
- ・実写作品の場合、1作品あたり3分以上、1名(チーム)あたりの提出作品の合計再生時間が10分以上であること(10分の作品1本でも、3.5分の作品3本でも可)。
- ・アニメーション作品の場合、1作品あたり3分以上であること。
- ・ストーリー性のある作品(複数提出の場合でもひとつのストーリーラインに沿うもの)であること。
- ・ドキュメンタリー以外のジャンルであること。

- ・実写作品の場合、全て群馬県内で撮影したものであること（ただし県内での撮影が明らかに困難なシーン（空港や海等）の場合はこの限りではない）。
- ・アニメーション作品の場合、全編が群馬県内を舞台としたものであること（ただし県内での設定が明らかに困難なシーン（空港や海等）の場合はこの限りではない）。
- ・ファイル形式は Web での配信に適したものであること。MP4 を基本とする。
- ・画面比 16：9 であること。
- ・音楽（BGM）、字幕、コンピュータグラフィック、イラスト等の挿入は任意とする。なお、各素材は配信等において、著作権による制限が生じないものを使用すること。
- ・実写とアニメーションを融合した作品の仕様については、作品ごとに群馬県と協議の上決定する。
- ・予告編 30 秒は、完成作品のダイジェスト版とすること。予告編制作にあたり必要なテロップなどの入れ込みや演出は認めるが、本編にないシーンの追加は不可とする。

### （3）完成作品の権利・利用事項

- ・選ばれた 10 組の完成作品の著作権は作品の制作者が持ち、使用权は作品の制作者と群馬県の双方が持つものとします。
- ・作品の制作者は、自己 PR やコンテストなどの応募のためであれば、公開当初から自由に使用できるものとします。
- ・群馬県が現状想定している納品物の活用は以下となります。作品の制作者は、企画応募の時点でそれを了承するものとします。

#### A)完成作品

作品完成披露試写会（2025 年 2 月群馬県内にて開催予定）にてフルバージョンを公開。それ以外の場面で、群馬県がフルバージョンの利用を行う場合、利用場所・期間など原則 2 週間前には制作者に報告し、利用するものとします。群馬県から制作者に連絡を入れた際、返事がない場合は同意したものとみなします。

#### B)予告編 30 秒、完成作品の 1 分以下の抜粋、任意のシーンの抜粋

コンペティションおよび群馬県、その他群馬県関連団体（ぐんまフィルムコミッションのほか群馬県内のフィルムコミッション等）の公式ホームページ、公式の動画共有プラットフォームおよび SNS、イベントで、期限を設けずに公開を行います。群馬県による完成作品の 1 分以下の抜粋および予告編 30 秒の活用は、制作者への事前連絡なしに群馬県が自由に行えるものとします。

- ・上記 B について、群馬県は、群馬県としての活動の取り組みの紹介や、コンペティションの PR の目的で、無償で複製、編集、第三者への貸与、上映、翻訳・翻案（含日本語、英語等の字幕挿入）、頒布及び公衆送信（YouTube へのアップロード等）を行えるものとします。
- ・完成作品が事務局および後援メディアにより番組制作等で二次利用される可能性があり、その際の著作権は群馬県にあります。

#### (4) 撮影等について

- ・撮影をする際は、必ず安全を確保したうえで撮影を行ってください。
- ・許諾撮影をする場合、該当箇所について禁止事項の有無を確認・許諾を得て実施してください。
- ・撮影場所の選定、撮影交渉・許可手続き等は原則クリエイター自身が行うこととしますが、ぐんま FC の全面的なバックアップ・撮影支援を受けられます。必要に応じて事務局もクリエイターをサポートします。
- ・ドローン等の無人航空機を使用した撮影につきましては、禁止エリアの確認など撮影場所の管理者に事前確認したうえで、その指示に従ってください。詳しくは国土交通省のサイトをご確認ください。
- ・撮影に際しては肖像権・著作権に配慮するとともに、施設使用料・出演料・謝礼金等の費用が発生する場合は、クリエイターの負担とします。
- ・移動に係る交通手段はクリエイターが確保し、交通費も負担してください。

#### (5) 編集について

- ・編集作業（ナレーションやテロップの付加等を含む）においては、完成までに群馬県による内容確認、修正指示の機会を設けてください。
- ・作品の冒頭及びエンディングに群馬県が指定する映像を挿入してください。
- ・ウェブサイトや YouTube 等各種 SNS に掲載するサムネイルを作成してください。

#### (6) その他

- ・作品制作においては、基本的にクリエイターの保有する設備及び機器、ソフトウェアを使用してください。

### 5 その他注意事項

#### (1) 法令・権利の遵守

制作物（企画書含む）が、以下に該当、もしくは抵触する恐れがあると事務局が判断した場合は審査から除外致します。この場合、制作資金の支援は行わないものとし、その時点で受け取っている制作資金がある場合には、その全額を返金させていただきます。

- ・公序良俗及び法令等に反するもの。
- ・政治目的・宗教勧誘など特定の思想活動の主張・誘導を意図するもの。
- ・個人、企業、団体を誹謗・中傷またはプライバシーを侵害するもの。
- ・第三者の著作権、肖像権、知的財産権を侵害するもの。
- ・第三者が権利を有する音楽・写真・デザイン等、著作物を権利者の同意、許諾等を得ずに使用したもの。なお、必要に応じて事務局から権利者の同意書・許諾など証跡の提出を求めることがある。

(2) 生成 AI の利用

- ・生成 AI を利用する場合には、その利用規約・ライセンスに従って利用してください。
- ・プロンプト（AI に対する指示）に既存著作物の作家名や作品名を入力しないでください。
- ・許可なく特定の作者や作品を重点的に学習させた特化型 AI は使用しないでください。

以上